

大和市告示第18号

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月9日

大和市長 古谷田 力

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は設置工事」を削る。

第2条中「購入し、又は設置した」を「購入した」に改める。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に、「平成30年10月1日以降」を「第5条の規定による申請をする日前1年以内」に改め、「又は第2号に掲げる機器を事業者から賃貸借契約により賃借して設置する場合の工事費用」を削り、同条第2項中「又は工事費用」を削る。

第4条中「相当する額」の次に「に2分の1を乗じて得た額」を加え、「補助金の額は総額で10,000円」を「5,000円」に改める。

第5条第1号中「証する領収書」を「確認できる領収書等（購入した者の氏名及び電話機等の品名の記載があるものに限る。）」に改め、同条第2号中「第3条第1号」を「第3条第1項各号」に改め、「取扱説明書」の次に「等」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 補助金の振込先口座の通帳等の写し

第6条中「審査した上、適当と認めるものにつき、補助金の額を決定し、大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付決定通知書により、」を「審査し、交付の適否を決定し、大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付（不交付）決定通知書により、当該」に改める。

別表第1号様式の項中「第6条」を「第5条」に改め、同表第2号様式の項中「大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付決定通知書」を「大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付（不交付）決定通知書」に、「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条、第6条及び別表の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条から第4条までの規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。